議事要旨(3) IFRSのエンドースメント手続に関する作業部会における検討状況

冒頭、小野委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について審議を行う旨が説明され、その後、小賀坂副委員長及び紙谷ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

「「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表にあたって」の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ガイダンスの開発については、これから指定国際会計基準又は修正国際基準を導入する企業にとっては有用であるが、すでに導入している企業にとっては必ずしもメリットになるわけではなく、実務に支障が出る場合もあり得ると考える。その点に配慮し、IFRS 解釈指針委員会へ論点の提出を行うことや取り上げられなかった場合に検討を行うことについて言及した「公表にあたって」の文案を評価する。ガイダンスの開発については国際的な議論と整合させることを考えれば、安易に開発はできないと考えるため、過度な期待を生まないように周知を図ることが必要である。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 国際的な議論と整合させるように、IFRS 解釈指針委員会との論点の共有を行っていくことは必要と考えており、そのような検討プロセスの構築を考えていく必要性に関しては作業部会においても認識が共有されていると理解している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 適用時期について 2015 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の第 1 四半期から適用できるものとする提案を支持する。エンドースメント手続の対象が 2012 年 12 月 31 日現在で公表されている会計基準等であるため、可能な限り早い時点で適用可能とすべきである。
  - 資料には監査上の取扱いの検討が適用可能時期の支障になるような記載があるが、そのようには思わない。監査基準上の対応は、修正国際基準が公表されて制度における対応がなされたうえで検討される面があるものの、順調に行けば提案されている適用可能時期までに対応が可能であると考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ガイダンスや教育文書の開発に寄せられている期待に対してどれだけ応えられるかが今後の課題と思われる。先行して IFRS を導入した企業の経験を活かして、今

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

後導入する企業の調整のコストを少しでも軽減できるよう教育文書の作成を促進してほしい。

- ガイダンスについては、IFRS の適用に関して日本で特有の事情が生じる場合もあるため、IFRS 解釈指針委員会と論点を共有したうえで、国内でガイダンス開発を検討するプロセスの構築を検討してほしい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 教育文書に関しては、IFRS の任意適用企業も増えてきているので、それらの企業のノウハウを活用していくことがかつてに比べると容易になってきていると考える。
- IFRS 解釈指針委員会への論点の提出の方法は様々であるが、現状の我が国においてはどのような論点を提出するか検討する仕組みがないため、そのような仕組みづくりを検討することを提案している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 既に IFRS を任意適用した会社の経験を活用して教育文書を作成するという意見があったが、個社における経験は公式の場で話すべきことではないことも多いため、期待されるような教育文書の作成は難しいように思う。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 個別具体的な経験を話題にすることは難しい面もあるが、基準書では言及されていないが一定の方法が確立されている場合、公表できるものがあれば周知していくことは有用であり、試みる価値はあると考える。

企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局から提案された文案に賛成する。我が国において数は少ないものの事業の再構築により大型の M&A 案件が起き始めている状況であり、そのような案件の実態を適切に反映する基準が望ましいと考える。

企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリング処理の根拠について、反対はしないものの、違和感がある。根拠の記載に期間配分をベースにした考え方を追加していることについて、退職給付費用は退職時の費用を見積って期間配分しているものであるため、その再測定についても期間配分を行うことが自然であると考えており、これを支持する。この点において、公開草案における考え方と比較し、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「どちらか一方が優位とはかならずしも言えず」とする記載には違和感がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「どちらか一方が優位とはかならずしも言えず」という言及を行うこと自体に反対の意見が聞かれており、修文を検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリング処理の根拠について、事務局の提案に賛成する。一昨年に ASAF 会議に提出したペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」における、不可逆になった時点にリサイクリングを行う、という考え方を否定しないことが望ましいと考えており、その考え方を残していることを評価する。特に個々の従業員に退職金を支払った時点でリサイクリングを行うことは当然と考えており、その代替で平均残存勤務年数を用いていることは理解されると考える。ただし、国内的には理解されづらいため、期間配分をベースにした考え方を追加したことについては、国内の関係者に対して説得的であり、適切と考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 公開草案における考え方は一昨年に ASAF 会議に提出したペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」と親和性がある。しかし、リサイクリングのタイミングは必ずしも資産又は負債の認識を中止した時に限られないため、期間配分をベースにした考え方も追加している。今回の修正国際基準の結論の背景では、広めに考え方をとったうえで、今後公表される IASB の概念フレームワークの公開草案へのコメント作成において、さらに検討を進めていきたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 確定給付負債又は資産（純額）の再測定のリサイクリング処理の根拠について、複数の考え方を記載する事務局の提案に賛成する。ただし、公開草案における考え方を示したうえで、期間配分をベースにした考え方を示し、「どちらか一方が優位とは必ずしも言えず」とする記載は、後者の期間配分をベースにした考え方をより強く主張しているように見えるため、「どちらか一方が優位とは必ずしも言えず」という表現について修文を検討してほしい。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。